

平成 28 年 2 月 8 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号
フロンティア不動産投資法人
代表者名 執行役員 永田和一
(コード番号：8964)

資産運用会社名
三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中浩
問合せ先 取締役財務部長 海藤明子
TEL. 03-3289-0440

資金の借入及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

本投資法人は、下記の通り、資金の長期借入を決定するとともに、当該長期借入に関しては、金利スワップ契約を締結することを決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 借入理由

平成28年1月25日付「資産の取得に関するお知らせ」で公表しております、「コジマ×ビックカメラ那覇店」の購入資金の一部（※）に充当するため。

(※) 平成 28 年 1 月 25 日付で自己資金を充当することによりコジマ×ビックカメラ那覇店の取得を行った後、当該充当による自己資金の減少分を補うため平成 28 年 2 月 10 日付で上記借入金の一部を手元資金に充当することから、実質的には、上記の借入金を不動産の取得資金及び関連費用の一部に充当します。

2. 借入内容の詳細

- ① 借入実行日 : 平成 28 年 2 月 10 日
- ② 担保・保証の有無 : 無担保・無保証
- ③ 借入先、借入金額、最終元本返済日及び適用利率

借入先	借入金額	最終元本返済日	適用利率
株式会社第四銀行	1,000 百万円	平成 35 年 2 月 10 日	ICE Benchmark Administration (IBA) 1 ヶ月 ユーロ円 LIBOR+0.07% (注 1、注 2)

(注 1) 利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、利払期日の 2 ロンドン営業日前のロンドン時間午前 11 時における ICE Benchmark Administration (IBA) 1 ヶ月ユーロ円 LIBOR となります。(ICE Benchmark Administration (IBA) が平成 28 年 2 月 5 日に発表した 1 ヶ月ユーロ円 LIBOR は、-0.00271%です。)

(注 2) 金利スワップ契約を締結し、借入実行日から金利は固定化されることとなります。詳細は、下記 3. をご参照ください。

3. 金利スワップ契約について

(1) 金利スワップ契約締結の理由

平成 28 年 2 月 10 日付にて株式会社第四銀行から借入予定の長期借入について、金利変動リスクをヘッジするため。

(2) 長期借入に対する金利スワップ契約の内容について

想定元本	相手先	金利(注 3)		開始予定日	終了予定日
		固定支払金利	変動受取金利		
1,000 百万円	三井住友信託銀行株式会社	-0.02195%	ICE Benchmark Administration (IBA) 1ヶ月ユーロ円 LIBOR	平成 28 年 2 月 10 日	平成 35 年 2 月 10 日

(注 3) 固定金利の支払及び変動金利の受取りの双方について、毎月 10 日(但し、当該日が東京営業日でない場合は翌東京営業日)とします。

(3) 長期借入に対する金利スワップ契約締結後の固定化支払金利

金利スワップ契約締結により、長期借入にかかる金利は、実質的に 0.04805%で固定化されます。そのため、今後、ICE Benchmark Administration (IBA) 1ヶ月ユーロ円 LIBOR にかかる金利の決定については開示を省略いたします。

4. 借入金残高の推移

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金	3,000	3,000	—
長期借入金	69,060	70,060	+1,000
投資法人債	5,000	5,000	—
借入金合計	77,060	78,060	+1,000

(*) 長期借入金には 1 年以内に返済期限の到来する長期借入金の残高も含まれます。

5. その他

本資金借入の返済等に関わるリスクについては、平成 27 年 9 月 29 日に提出した有価証券報告書記載の「投資リスク」から重要な変更はありません。

以 上

* 本資料の配布先：倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のウェブサイト：<http://www.frontier-reit.co.jp/>